

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2017年10月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. プロビデントファンドへの積立金が払戻し可能に: EPFOが日本国籍の就労者を対象に制度を明確化

2016年10月1日付で日印社会保障協定(Social Security Agreement: 以下「SSA」)が発効された。当該協定に基づく給付の一環として、日本国籍者はプロビデントファンド(Provident Fund: 以下「PF」)¹および年金基金への積立金の払戻しを受けられる。

日本国籍者は、該当するインド事業所²の従業員でなくなった場合、その時点でPFへの積立残高を払い戻す権利を得る旨、SSAは明示している。また、1995年従業員年金基金(Employees' Pension Scheme, 1995: 以下「年金基金」)に基づく納付についても、制度の適用条件を満たさなくなった時点で払戻しが認められる。

当該措置は、PFおよび年金基金への加入時期がSSAの発効日より前に該当する場合でも有効とされ³、SSAの締結国から派遣された海外従業員(International Workers)が該当するインド事業所の従業員でなくなった時点で当事者に積立金の払戻し権利を認めるものである。

在インド日本商工会議所は、現状、SSAの発効日より前にインドを離れた日本国籍者に対しては積立残高の払戻しが行われていないことについてインド政府に注意を促した。

これに対して被用者積立基金機構(Employees' Provident Fund Organisation: 以下「EPFO」)は、インドに就労する日本国籍者に認められるPF残高および年金積立金の一括払戻しについて明確化した。

すなわち、日印SSAが発効する(2016年10月1日)前にインドに就労していた日本国籍者についても、PFおよび年金基金に積み立てられた残高の払戻し申請を行うことができる。また、払戻しはSSAが規定する特別条項に従って行われる。

2. 子会社群の保有についての制限規定(2013年会社法)

子会社群を悪用した資金の流用および還流を阻止するため、2013年会社法(Companies Act, 2013)のもと、以下の規定が盛り込まれた⁴。

- 一定の持株会社は、規定の数を超える子会社群を組織してはならない
- 2層を超える投資会社を通じた投資は認められない

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs: 以下「MCA」)は2017年9月20日、2017年会社法規則(Companies Rules)のもと、子会社群の数の制限(Restriction on Number of Layers)に関する通達(以下「通達」)を発表した。当該通達の主な概要は以下のとおりである。

1 プロビデントファンド(Provident Fund: 「PF」)- インドの社会保障制度の一種。一定の条件を満たす場合、雇用者および従業員の双方に納付が義務づけられる。

2 PF制度を含む社会保障制度の適用対象企業をいう。

3 インドの国内法(PF法のPara 69(4)およびPara 83を参照)にも基金に積み立てられた残高の総額を当事者に払戻しする旨の規定が定められている。

4 これらの規定は、MCAが組織する会社法委員会(Companies Law Committee: 以下「CLC」)の提言により2013年会社法から削除することが検討されていた。CLCは、現代のビジネス事情からしてこれらの制約が強制的で実現性に乏しいことから、企業のストラクチャリングおよび資金調達の大きな足かせになると考えた。その後、資金流用やマネーロンダリングを目的としたペーパーカンパニーを設立する等、子会社群を悪用する企業が報告されたため政府は本規定を存続することを決定し、本規定の通達のドラフトを提示するとともに2017年6月にパブリックコメントを実施した。

- ① 企業は、2017年9月20日以降、2層を超える子会社群を保有してはならない。
- インド国外の法人については、2層を超える子会社群に該当する場合でも現地法に基づき買収することができる
 - 子会社群の数の算出にあたり、1つのまたはそれ以上の完全子会社または子会社から構成される層は考慮されない
- ② 持株会社のうち、銀行、システム上重要なノンバンク金融機関(Systematically Important Non-Banking Financial Companies)、保険会社および国有企業は当該通達の適用外とする。
- ③ 2017年9月20日現在、2層を超える子会社群を持つ企業は以下を遵守しなければならない。
- 2017年9月20日から150日以内に企業登録局(Registrar of Companies)に所定の様式で作成した申告書を提出する
 - 2017年9月20日以降、既存の子会社群に加えて新たな子会社を保有してはならない
 - 通達の公布日以降に子会社群の数を減少させた場合、減少後の数または2層を超える子会社群を持つことはできない
- ④ 当該通達に違反した場合、当該企業および義務を怠った全ての役員に10,000インドルピーを上限として罰金が課される。また、引き続き義務の不履行が認められる場合は一日1,000インドルピーを上限としてさらに罰金が課される。

なお、本規定は施行から日が浅いこともあり、上述の子会社群を保有する企業は、組織再編や企業買収にあたっては、事前に税務専門家のアドバイスを受けることが望まれる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

マネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供し、Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001